

イオンモール四日市北 催事場使用における誓約書

1. 基本事項

(1) 催事場の使用についてはイオンモール（以下、AM）が審査、検討した上で決定いたします。

下記 の書類は提出期限までに必ず提出して下さい。

	名称	提出日	該当催事
①	イベント開催確認書	開始1か月前	全て
②	誓約書（本紙）	開始1か月前	全て
③	事前申請書	開始1か月前	全て
④	食品を取り扱う催事事前確認書	開始1か月前	食物販
⑤	催事における誓約書	開始1か月前	宅配水・太陽光・通信
⑥	レイアウト図	開始1週間前	全て
⑦	入店作業届	開始1週間前	全て
⑧	事前体調チェック表	入店初日	全て
⑨	チェックリスト	開始当日開催前	全て
⑩	電気使用計画書	開始当日開催前	電気使用の場合のみ

(2) 本確認書に従い、誠実に催事を行うものとします。

(3) 双方、本業務項目に変更があった場合、速やかに連絡し確認することとします。

2. 館内ルールについて

(1) 催事場を使用される方は、必ず「AM 従業員入口」から入退館し、警備受付にて手続きをしてください。

入館の際は、入館証をお渡し致しますので、必ず見える位置に付けてください。退館の際も、必ず「AM従業員入口」から退館し、警備員の手荷物検査にご協力ください。

(2) 自動車で来館する場合は、必ず事前に申請し、許可がおりた台数のみ所定の場所に駐車してください。

ただし、駐車場使用中の事故、火災、盗難等の責任をAMは一切負わないものとします。

(3) お客さまトイレは、営業前に使用しない事（後方従業員トイレをご利用ください。）営業時間中、お客さまトイレの使用は可としますが、お客さまを優先し、お客さまの迷惑や邪魔にならないようにご利用ください。

(4) 休憩は2階従業員休憩室、喫煙は1階従業員喫煙所をご利用いただけます。催事場および店内での飲食・喫煙は禁止です。またその際のゴミは必ずお持ち帰りください。

(5) 上記項目を厳守の上、常識的なマナーのある行動をとってください。

3. 設営および撤去作業について

(1) 設営及び撤去作業時間は、原則営業時間外（21時～翌10時）とします。但し、高さ1.2m以下の搬入出の場合に限り、ご相談の上で営業時間中の作業を許可することがございます。その際は、作業場所をパーテーション等で囲い、AMの指示に従い、お客さまの安全確保を第一に作業することとします。深夜作業の際は、警備申請を行って

ください。（別途警備料16,000円/一律）

(2) 搬入出、催事使用時には館内を損傷しないよう十分に注意してください。万が一、資産の損傷、貸出し物品の盗難・破損や、AM・第三者に何らかの損害が生じた場合は、借主はAM・第三者が被った損害を賠償しなければなりません。

(3) 後方の荷物用エレベーターは、荷物運搬専用です。人のみでの使用はご遠慮ください。

(4) 開店後3分間は全館一斉挨拶の時間です。開店から3分間は作業をやめて、「おはようございます」「いらっしゃいませ」の挨拶でお客さまを立礼でお迎えしてください。

(5) イベント終了後は原状回復またはAM指定の状態まで回復した上で本業務の終了とするものとします。終了後は現場確認を致しますので、AM事務所までご報告ください。貸し出した備品は破損のないことを確認したうえで所定の場所に戻してください。また会場は清掃を行い、備品の置き忘れやテープのはがし残りなどないことを確認し終了ください。

(6) 本業務は指定の催事場内で行い、はみ出しは禁止です。催事場によっては防火シャッターがございますので、シャッターライン上にはかからないよう対処してください。また、私物・段ボールは布等をかぶせるなどして見えないようにしてください。

(7) 会場内の電源を使用する場合は、事前にご相談ください。1,500Wを越える電気容量の場合は、使用を制限させていただく場合がございます。また、配線を行う場合はお客さまの安全確保上、養生テープまたは配線モールを使用してください。延長コード使用の場合は、束ねたままの使用は禁止といたします。

(8) イベント開始時間は、原則専門店街オープンの10時から、終了時間の最終は16時以降の範囲とし、事前の打ち合わせにて決定します。営業時間内にイベントが終了した場合は、お客さまの妨げとならないようコンパクトかつ綺麗にまとめ、パーテーションなどで会場を仕切ってください。万が一、展示物等持込商品の盗難および破損が生じた場合、AMは故意または重大な過失が無い限り一切その責任を負いかねます。十分な損害賠償保険ならびに警備員の配置を使用者の責任において実施してください。

(9) 催事会場レイアウトなどは事前にAM四日市北と相談の上、決定するものとします。

4. イベント運営ルール

(1) 催事においては来店されるお客さまに対して、押売りやしつこい声かけなど迷惑行為は厳禁です。メガホンや拡声器、マイクの使用も禁止です。

(2) 会場内でマイク・音響等を使用する場合は、予めAMの承諾を得ることとします。周りの店舗の接客に支障が出ない程度の音量とするため、AM立会いのもとリハーサルを行い、音量の調整を求めた場合、使用者はこれに従うものとします。また、催事実施中であってもAMより音量の調節を求めた場合は、これに従うものとします。

(3) ヘリウム風船の配布は禁止です。エア風船を配布する場合は、予めAMへご連絡ください。

(4) 催事場以外でのチラシ配布は禁止させていただきます。また什器等も決められた場所以外での設置は禁止です。

(5) パネル及び什器、装飾等は見通しが悪くなるため、高さ1.5m以上は原則禁止とします。のぼり・L字型吊り下げ看板も原則禁とします。

(6) 個人情報を取り扱うイベントの場合は予めAMへご連絡下さい。

(7) 食品の販売イベントに関しては、食品を取り扱う催事事前確認書・賠償責任保険証書の提出が必要です。（場合によっては、腸内検査結果のご提出が必要になります）ご提出いただけない場合は販売することはできません。

(8) 施設及び貸出し備品の破損、盗難が生じた場合、速やかにAM四日市北に報告するものとします。

※破損、盗難の要因が使用者の過失によるものと認められた場合は修繕費等請求するものとします。

※備品貸出をご希望の際は、事前に申請してください。

(9)花火の取り扱いは景品を含めて、原則禁止とします。

(10)お客様からのクレーム・ご意見があった場合は、責任をもって対応にあたり、すみやかにAM事務所に書面でご報告をしてください。

(11)会場の無人状態は禁止です。

5. 使用料金

(1) 催事場使用料金については、AM四日市北の指定する方法にて精算することとします。

(2) 催事場使用料金については、AM四日市北の指定する方法にて、使用日5日前までに入金するものとします。

※最低保証を設ける催事については、最低保証分のみ前払いし、催事終了後に清算します。

※本業務にて発生する料金等は、AM四日市北の過失による中止の場合を除き、返還を行いません。

上記項目以外につきましても、打ち合わせの段階で禁止させて頂く場合がございます。

ルールを遵守頂けない場合は、イベントを中止させていただきます。

以上の項目につきまして、必ず遵守した上で催事を行うことを誓約します。もし、遵守できなかった場合は催事の即時中止と退店を要求されてもその指示に従うとともに、その際の使用料の返還等も一切要求しません。

年 月 日

住 所 _____

会社名（団体名） _____

責任者名 _____ 印